平成２２年（フ）第２４４９号
名古屋市東区東大曽根町23番14号
債務者　安藤　恭子
1　決定年月日時　平成22年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２４６４号
名古屋市中村区塩池町３丁目９番17号　クミタマンション301号
債務者　山口　一人
1　決定年月日時　平成22年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２４６５号
名古屋市千種区宮根台１丁目13番14号　ヒルズ宮根台Ｃ303号
債務者　柿木　洋子
1　決定年月日時　平成22年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２４７４号
愛知県海部郡蟹江町城４丁目324番地
債務者　白石　弥生
1　決定年月日時　平成22年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２５５８号
名古屋市千種区穂波町２丁目19番地
債務者　宇田　泰之
1　決定年月日時　平成22年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２５８３号
愛知県半田市花園町１丁目11番地の15
債務者　堀之内義彦
1　決定年月日時　平成22年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第６９０号
兵庫県加古川市米田町船頭537番地　船頭県住１―621号、従前の住所兵庫県加古川市米田町平津315番地　マイマート平成屋２―203号
債務者　松本　好弘
1　決定年月日時　平成22年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第６９１号
兵庫県加古川市米田町船頭537番地　船頭県住１―621号、従前の住所兵庫県加古川市米田町平津315番地　マイマート平成屋２―203号
債務者　松本京子こと　鄭　　京順
1　決定年月日時　平成22年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月12日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第１２０２号
仙台市宮城野区小鶴１丁目３番24号、住民票上の住所仙台市宮城野区小鶴１丁目３番22号
債務者　長岡真紀子
1　決定年月日時　平成22年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１３２０号
仙台市宮城野区出花１丁目４番地の５　シェトワ出花Ｂ―202
債務者　佐藤　康子
1　決定年月日時　平成22年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１３１号
宮城県柴田郡柴田町大字下名生字剣水255番地６
債務者　高子　　茂
1　決定年月日時　平成22年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２２年（フ）第１３２号
宮城県柴田郡柴田町大字下名生字剣水255番地６
債務者　高子　栄美
1　決定年月日時　平成22年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２２年（フ）第１３７号
宮城県柴田郡大河原町字西町65番地
債務者　山家　千春
1　決定年月日時　平成22年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２２年（フ）第１３９号
宮城県角田市角田字牛舘72番地３
債務者　林　　真衣
1　決定年月日時　平成22年９月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２２年（フ）第１１７号
宮城県石巻市桃生町神取字土手前９番地１神取市営住宅705号
債務者　高橋　　章
1　決定年月日時　平成22年９月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２２年（フ）第５０号
宮城県気仙沼市常楽162番地４
債務者　鈴木ゆかり
1　決定年月日時　平成22年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２２年（フ）第４２３号
秋田市川尻新川町９―59　ディアスロアール203、住民票上の住所秋田市泉一ノ坪15番20号
債務者　伊藤　留美
1　決定年月日時　平成22年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
秋田地方裁判所民事第２部